

京都市告示第406号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の辞退について、承認しましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和6年9月20日

京都市長 松井 孝治

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地	辞退年月日
学校法人 燈影学園	幼稚園 (新制度幼稚園へ移行)	いずみ幼稚園	京都市山科区四ノ宮柳山 町10番地	R6. 4. 1
学校法人 洛東学園	幼稚園 (認定こども園へ移行)	清水台幼稚園	京都市山科区勧修寺丸山 町1-126	R6. 4. 1
学校法人 菊の花学園	幼稚園 (認定こども園へ移行)	菊の花幼稚園	京都市左京区上高野東水 室町3番地	R6. 4. 1
宗教法人 真宗大谷派	幼稚園 (認定こども園へ移行)	高倉幼稚園	京都市下京区高倉通六条 上る	R6. 4. 1
認可外施設 つぼみの家	認可外保育施設	認可外施設 つぼみの家	京都市右京区西京極西衣 手町40-4	R6. 5. 1
塩谷 英美	認可外保育施設 ※	塩谷 英美	京都市山科区	R6. 7. 10

注) 施設・事業の種類が「認可外保育施設」となっている施設・事業所のうち、※の記載がある事業所は、個人事業主として事業を実施しているため、個人情報保護の観点から施設・事業所の所在地の記載を行政区までとしています。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)